平成２３年（フ）第１５４４５号
東京都練馬区大泉町４丁目38―13―303
破産者　里吉　幸徳
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４４９号
東京都世田谷区東玉川１丁目４―13―105
破産者　溝江　孝樹
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５５号
東京都町田市本町田969―９
破産者　高田まゆみ
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６８号
千葉県松戸市久保平賀184　リザーブ北小金Ａ―201
破産者　本田　好正
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４７２号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目24―７
破産者　原　由美子
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５０８号
埼玉県春日部市大枝897　原第６マンション205
破産者　高澤　悠也
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５２４号
埼玉県所沢市東所沢２丁目27―３―203
破産者　市川　行儀
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５３６号
東京都板橋区大山町９―５
破産者　一瀬　　徹
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５８７号
東京都町田市相原町927―112
破産者　吉野　美華（旧姓松本）
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６１０号
千葉県松戸市六実１丁目50―６
破産者　青山　恵一
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６１３号
東京都小金井市貫井北町３丁目６―２　アメニティコートＢ101
破産者　櫻井　総司
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６７９号
東京都世田谷区用賀３丁目11―25―403
破産者　小出　剛之
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３０号
埼玉県加須市大桑２丁目８番地１
破産者　有限会社エム・イー・エル
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１２２号
東京都文京区目白台１丁目13―12　第一豊浴荘
破産者　津崎　志磨
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７７６号
沖縄県浦添市牧港２丁目44番１号
破産者　株式会社グロウリッチ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７７８号
千葉県浦安市猫実２丁目20番39号
破産者　ＧＲホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２４号
富山市婦中町袋382番地の７
破産者　有限会社雑貨工場
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
山梨県山梨市下石森692番地の３
破産者　有限会社三共
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８７号
大阪府堺市中区八田西町３丁１番20号
破産者　株式会社サンエー
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１１号
大阪府堺市中区八田西町３丁１番20号
破産者　株式会社キムラ商事
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８２号
大阪市中央区農人橋１丁目４番28号
破産者　株式会社ニッツ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２３号
大阪市平野区加美東１丁目10番２号
破産者　有限会社木津金型製作所
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部